

図書館レファレンス大賞 審査基準

2019年6月6日改訂

2019年9月13日補足

図書館レファレンス大賞審査会長 大串夏身

1. 応募事例は、図書館のレファレンス質問・回答またはレファレンスサービス利用促進の事例であるか。
2. 応募事例は他の図書館および図書館員にとって参考となる優れた事例か。
3. 応募事例をもとに、今後レファレンスサービスの普及・発展が期待できるか。
4. 応募事例に、その他特筆すべき特長が見られるか。

すでに、本事業の募集要項に審査基準として上の四点が明記されていますが、審査にあたり、審査会長として以下のように補足します。

1. について：(配点5点)

本賞は、もともと図書館のレファレンスサービスの普及をめざして設けられており、あくまで「レファレンス」に関わる事例に高い評価を与える。

2. について：(配点5点)

特定館でのみ通用するのではなく、汎用性ないし一般性をもち、他の図書館や図書館員にとっても参考になる事例に高い評価を与える。

3. について：(配点5点)

その事例が広く報知されることにより、わが国全体の図書館レファレンスサービスへの理解を深め、その普及・発展に貢献する事例に高い評価を与える。

4. について：(配点5点)

図書館の館種や蔵書規模、地域性、応募者の特性など、上の3点には反映されない観点を加味し、特筆すべき特長を備えた事例に高い評価を与える。

以上